

箕面市観光協会公式観光情報サイトリニューアル業務に係る公募型プロポーザル
公募要領

本要領は、箕面市観光協会が運営する箕面市観光協会公式観光情報サイトの改修受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、次のとおり必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 件名 箕面市観光協会公式観光情報サイトリニューアル業務
- (2) 目的 箕面市観光協会公式観光情報サイトについて、最新のウェブサイト構築技術を活用し、「旅マエ」および「旅ナカ」でのニーズに対応した機能の充実や、マルチデバイス対応、コンテンツの整理・充実など、全面リニューアルを行うことにより、サイト利用者に対する訴求力の強化および利便性の向上を図る。
- (3) 内容 別紙1「仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
①サイト構築に係る期間 契約締結日から令和7年1月31日
②保守・維持に係る期間 令和7年2月1日から令和9年3月31日
- (5) 契約上限額 9,063,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 特記事項 本業務の受託者は、令和6年度にサイト構築を実施し、次いで令和8年度末までサイト保守・維持業務を行うものとする。
ただし、上記の令和6年度のサイト構築及びサイト構築後から令和8年度末までのサイト保守・維持に係る委託料の支払いは、令和6年度に一括で行うものとする。
- (7) 業務担当部所 箕面市観光協会
〒562-0001 箕面市箕面1丁目1番1号
電 話 072-723-1885
F A X 072-721-1788
E-mail machi@minoh.net
担 当 室井、小川、柳田

2 スケジュール（予定）

- 実施要領の公開 令和6年4月19日（金） [ホームページ公表]
- 質問書提出期限 令和6年4月24日（水）まで
- 質問・回答の公表 令和6年4月30日（火）頃 [ホームページ公表]
- 参加申込書提出期限 令和6年5月 2日（木）午後5時まで
- 参加資格確認結果通知 令和6年5月 9日（木）
- 企画提案書提出期限 令和6年5月20日（月）午後5時まで

プレゼンテーション	令和6年6月初旬
受託候補者決定	令和6年6月中旬
審査結果通知・公表	令和6年6月中旬

3 参加資格要件

本企画提案に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。条件の確認は、企画提案書提出日を基準として行う。ただし、企画提案書提出日から受託候補者決定日までに条件を満たさなくなった者は、参加資格がないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 本企画提案の公表日現在において、引き続き2年以上の営業実績があること。また、その期間内において国、都道府県もしくは基礎自治体等の観光・DMO等にかかるWebサイトの構築を行った実績があること。
- (4) 法人税、所得税、事業税、市税、消費税及び地方消費税を納付していること。
- (5) 金融機関から取引の停止を受けた者そのほかの経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (8) 本企画提案の公表日から受託候補者決定までの間において、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置の期間がない者であること。
- (9) 本企画提案参加における提出書類の内容を誠実に履行できること。
- (10) 業務開始日までに本業務の習熟度を深め、当該業務の迅速かつ安全な履行を確保できること。
- (11) 本プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰または役員もしくは顧問となっている法人その他の組織でないこと。

4 質問・回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、様式1「質問書」を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和6年4月24日（水）必着

(2) 提出先

1(7)に同じ

(3) 提出方法

電子メールによる

(4) 回答方法

箕面市観光協会ホームページに掲載する。なお、意見表明と解されるもの等には回答しないことがある。

アドレス https://minohkankou.net/website_proposal/

5 参加申込書の提出等

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

なお、期限までに参加申込書等を提出しない者は、このプロポーザルに参加することができない。

ア 提出書類

- ① 参加申込書（様式2）
- ② 構成員調書（様式3） [グループで応募する場合]
- ③ 交付3か月以内の現在事項全部証明書(写)または履歴事項全部証明書(写)
- ④ 誓約書（様式4）
- ⑤ 直近の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）
- ⑥ 交付3か月以内の箕面市の市税の納税証明書（写） [納税義務がある場合]
※箕面市が発行する滞納がない旨の証明書とする。
- ⑦ 交付3か月以内の消費税および地方消費税の納税証明書（写）
※税務署が発行する未納がない旨の証明書（その3の3）とする。
- ⑧ 代表法人および構成員全員の概要を記載した資料（パンフレット、ホームページのハードコピー等）
- ⑨ 委任状（様式5） [本店から支店・営業所等へ、参加申込および企画提案等について権限を委任する場合]

イ 提出期限

令和6年5月2日（木）午後5時 必着

ウ 提出先

1 (7)に同じ

エ 提出方法

持参または郵送（一般書留・簡易書留）による。

オ その他

1 者が複数のグループの構成員となることはできない。構成員個別の書類（上記ア③から⑨）は代表者が集約し、他の書類と併せて市へ提出すること。

(2) 結果の通知等

箕面市観光協会は、提出された書類により参加資格の確認を行い、令和6年5月8日（水）までに申込者へ結果を電子メールで通知する。参加資格を満たす者には、結果の通知と併せて企画提案書の提出を要請する。

6 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提案事項

次の事項について提案すること。

ア サイトリニューアルにあたってのコンセプト

イ アのコンセプトを踏まえたサイトマップおよび解説

ウ アのコンセプトを踏まえたデザイン

エ 「旅マエ」および「旅ナカ」のニーズに対応した機能

オ SEO対策、セキュリティ対策等

カ リニューアル作業および、令和9年3月末までのサイト運営保守

※ 観光情報の登録・発信や、閲覧数の拡大、日本語および外国語サイトの運営保守などについて

キ 本業務の目的を実現するうえで有効な追加手法などの提案

ク 実施スケジュール

※ リニューアルサイトは、令和6年12月の試験運営、令和7年1月中の本格稼働を行うものとする。

※ 開発中、基本構成が出来上がった時点でインターネット上にデモサイトを開設し、関係者が閲覧できるよう設定すること。

ケ 提案価格（提案事項ごとの内訳を含む。）

※ 本業務（令和6年度にサイト構築作業を完了し、サイト構築後から令和8年度までをサイト運営保守業務の期間にあてるものとする）に係る提案価格について、契約上限額の範囲内で費用を算出し、提示すること。またその際、費用の配分内訳について明示すること。

※ 提案価格は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とし、その内訳も併せて記載すること。

コ 実施体制

※ 統括責任者、編集責任者およびシステム責任者の配置を明らかにすること。その他、業務を担当する予定者の氏名、担当業務、職務経験年数、類似業務経歴を記載（類似業務経歴は、業務名、発注機関、契約年等を記載）すること。

※ 提案事項ごとに業務を実施する体制（グループの場合は、構成員の担当業務）を記載すること。

※ 第三者に業務の一部を再委託する場合は、その内容と委託先を記載すること。

(2) 企画提案書の提出方法

ア 提出様式

- ・サイズはA4判（A3判の折込可）
- ・全体で30ページ以内とし、ページ番号を付するものとする。

イ 提出部数

- ・企画提案書〔表紙〕（様式6） 正本1部
- ・企画提案書 正本1部、副本10部
- ・企画提案書の電子データ CD-RもしくはDVD-R 1部

ウ 提出期限

令和6年5月20日（月）午後5時 必着

エ 提出先

1(7)に同じ

オ 提出方法

持参または郵送（一般書留・簡易書留）による。

(3) 企画提案書作成上の留意事項

ア 提案内容はすべて実現可能なものとし、根拠も含めてできる限り具体的であること。なお、業務委託契約後に提案内容が実現できなくなった場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者が負担すること。

イ できるだけ平易な表現で分かりやすく具体的に記載すること（専門用語を使用する場合は、注釈をつけるなど工夫すること）。

(4) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 箕面市観光協会は、プロポーザル方式の手続およびこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。

7 企画提案の審査方法および評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の評価および最適提案者の選定を行うため、6名で構成された箕面市観光協会公式観光情報サイトリニューアル業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、厳正に審査する。

(2) プレゼンテーションの実施

審査委員会にて企画提案者を対象に、プレゼンテーションの機会を設ける。ただし、企画提案書を期日までに提出した者が5者以上となった場合は、企画提案書の内容による書類審査を実施し、企画提案者の中からプレゼンテーションに参加できるもの（4者程度）を選定する場合がある。

書類審査の結果（プレゼンテーションへの参加の可否）については、企画提案者全員にプレゼンテーション実施日の3日前までに電子メールを通じて通知する。

ア 実施方法

企画提案の内容について20分以内でプレゼンテーションを行い、その後、10分程度質疑応答を行うものとする。

なお、企画提案者の参加人数は最大3名とし、プレゼンテーションの詳細（開催時刻、場所等）については、プレゼンテーション実施日の3日前までに通知する。

イ 実施時期

令和6年6月初旬

詳細については、企画提案者に対し後日通知する。

(3) 審査方法

企画提案書およびプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき評価する方法とする。

(4) 評価基準

別紙2「評価基準」のとおり

8 最適提案者の選定

各審査委員（6名）の評価点の合計（100点×6名＝600点満点）が最も高く、かつ420点以上である者を最適提案者として選定する。この場合において、該当者が2者以上となったときは、各委員の合議により1者を選定するものとする。なお、すべての企画提案者の評価点の合計が420点に達しない場合は、最適提案者を選定せず、本プロポーザルの手続きを中止することもある。

9 審査結果の通知

箕面市観光協会は、特別な理由がない限り、審査委員会で選定された最適提案者を受託候補者として決定し、企画提案者へ書面で通知する。

また、評価点において次点の者を優先交渉権者とし、企画提案者へ通知する。受託候補者との発注契約が成立しなかった場合は、その者が本委託事業にかかる優先交渉権を得るものとする。

10 審査結果の公表

企画提案者への審査結果通知後、箕面市観光協会ホームページにおいて、次の事項を公表する。

- ・ 受託候補者の名称と評価点合計
 - ・ 優先交渉権者の名称と評価点合計
 - ・ 全企画提案者の評価点合計
- ※ 受託候補者及び優先交渉権者以外の企画提案者名は表示しない。

11 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意のうえ、契約するものとする。

(2) 契約書作成の要否

要する。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

13 その他

- (1) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者につき1提案に限る。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

- (5) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任はすべて提案者が負う。
- (6) 受託者は、契約開始時から契約満了時まで一貫して、箕面市観光協会や箕面観光戦略推進委員会との協議のうえ、企画・制作・運用について決定していくこととする。
- (7) 審査に関する個別質問には、一切回答しないものとする。